

山本大臣閣議後会見

平成25年12月24日

新たな研究開発法人制度の創設 について

新たな研究開発法人制度創設までの経緯

- 科学技術イノベーション総合戦略～新次元日本創造への挑戦～（平成25年6月7日閣議決定）
- 日本再興戦略-JAPAN is BACK-（平成25年6月14日閣議決定）
- 経済財政運営と改革の基本方針について（平成25年6月14日閣議決定）

【概要】

研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、研究開発の特性（長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性）を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する（次期通常国会に法案提出を目指す）。

- 第114回総合科学技術会議（平成25年9月13日開催）

【有識者議員】

今後、総合科学技術会議で効率的に審議を進める為には、まず、山本科学技術政策担当大臣にイノベーションを創出する上で、最も理想的な制度設計のあり方とか論点はどのようなものかというのを集中的に詰めて頂き、その上でこの総合科学技術会議に報告して頂いて、それをたたき台にして議論を進めてはどうか。

- 成長戦略のための新たな研究開発法人制度について（平成25年11月19日新たな研究開発法人制度創設に関する有識者懇談会報告）

【概要】

成長戦略に資するゼロベースの行政改革を断行し、投入予算に対して最大の成果を得ることを可能とする、独法制度とは異なる新たな法制度を創設すべきである。

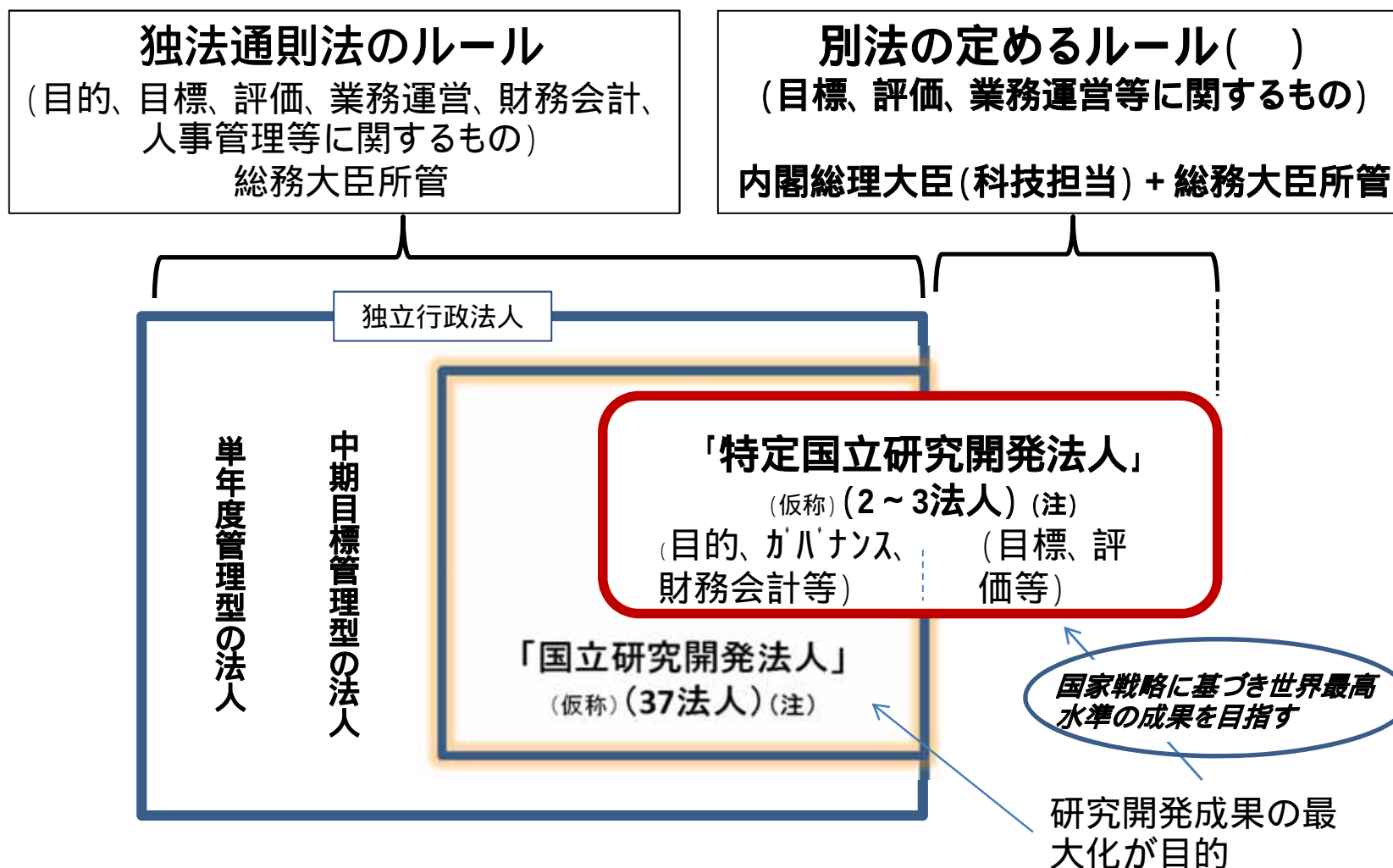
- 第115回総合科学技術会議（平成25年11月27日開催）

【安倍内閣総理大臣】

本日の議論の中で、世界最高水準の研究開発法人の実現を目指すことについては一致を見たと思う。今後、具体的な制度のあり方について、関係閣僚の間で調整を進め、年末にしっかりした方針を示したい。

- 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）

世界最高水準の新たな研究開発法人制度の創設



別法(特例法)では、国家戦略の観点から、世界と競う研究開発の推進、目標や評価、業務運営への主務大臣・総合科学技術会議の強い関与等について定める。

(注) 「国立研究開発法人」の法人数については、現在の研究開発力強化法で指定されている研究開発法人数を表記しているが、一般の独法改革における組織の見直しにより数が変わりうる。

また、「特定国立研究開発法人」と対象となる法人数は確定しておらず、「極力少数に限定する」とこととされている。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（抄）

【平成25年12月24日 閣議決定】（1/2）

5. 研究開発型の法人への対応

(1) 研究開発型の法人に共通に講ずるべき措置

- 研究開発業務の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）を踏まえると、当該法人に期待される研究開発成果の最大化という観点から、**独立行政法人制度の個々のルールや運用を大胆に見直し、独立行政法人制度の下で、研究開発型の法人の機能の一層の向上と柔軟な業務運営を確保することが求められる。**
- **研究開発型の法人については、独法通則法の下、中期目標管理型の法人、単年度管理型の法人とは異なるカテゴリーの独立行政法人として位置付けた上で、研究開発成果の最大化を法人の目的とし、そのために必要な仕組みを整備する。**

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（抄）

【平成25年12月24日 閣議決定】（2/2）

(2) 世界的な研究開発成果の創出を目指す法人に対する措置

- 研究開発型の法人のうち、国家戦略に基づき、国際競争の中で、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出すことが期待される法人については、総合科学技術会議、主務大臣及び法人が一体となって科学技術イノベーション政策に取り組んでいくことが必要であり、そのためには、他の研究開発型の法人よりも、総合科学技術会議や主務大臣の関与を強めることが重要である。また、こうした法人に対し、その特性に応じた業務運営上の必要な配慮を行っていく場合、その指針等についてできるだけ法律で規定していくことは望ましい。
- 一方で、こうした法人についても、他の独法と同様に、透明性やガバナンス・効率性を適正に確保していくことが重要であり、事業中立的な総務大臣による横串の視点からのチェックを行うことが必要である。
- こうした観点から、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人を「特定国立研究開発法人(仮称)」として位置付け、総合科学技術会議・主務大臣の強い関与や業務運営上の特別な措置等を別途定めることとし、具体的な措置は、内閣府・総務省共管の別法によることとする。別法の対象法人については、極力少数に限定することとする。

世界最高水準の新たな 研究開発法人制度の創設へ